

事業再構築補助金の計画書

1：補助事業の具体的取組内容

※資料は、補助事業の具体的取組内容、将来の展望、本事業で取得する主な資産、収益計画の項目について、最大15枚（補助金額1,500万円以下の場合最大10枚）としてください。

※1ページ目で、製品・サービスに事業者にとっての新規性があること、及び新製品・新サービスを通して既存事業と異なる市場に進出することについて説明してください。1ページ目で「事業再構築」の定義に合致するか（前提要件を満たすか）審査を行い、合致しないと判断された場合には不採択となります。2ページ目以降で表1に記載の審査基準に基づき事業内容を評価し、評価が高い案件を採択します。

●応募申請する枠と事業再構築の種類（「新市場進出（新分野展開、業態換）」、「事業転換」、「業種転換」、「事業再編」、「国内回帰」）に応じて、「事業再構築指針」に沿った事業計画を作成してください。

<1ページ>

●1ページ目に、既存製品と新製品、既存市場（顧客）と新市場（顧客）、既存事業と新事業などについて、これまでのものとこれからのものが、それぞれ何が異なるかを具体的に記載してください。

※1ページ目の記載については、補助金事務局HPで掲載する参考様式もご参照ください。

<2ページ以降>

●現在の事業の状況

●強み・弱み、機会・脅威、事業環境、

●事業再構築の必要性、

●事業再構築の具体的内容

（既存事業との違い（特に顧客の違い）、提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）

●今回の補助事業で実施する新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編、国内回帰の取組

●事業実施期間内に投資する建物の建設・改修等の予定

●機械装置等の型番

●取得時期や技術の導入や専門家の助言、研修等の時期（可能な限り詳細なスケジュール）

●補助事業を行うことによって、どのように他者、既存事業と差別化し競争力強化が実現するかについて、その方法や仕組み

●実施体制

●既存事業の縮小又は廃止、省人化により、従業員の解雇を伴う場合には、再就職支援の計画等の従業員への適切な配慮の取組

●個々の事業者が連携して遂行する事業である場合、又は、代表となる事業者が複数の事業者の取り組みを束ねて一つの事業計画として申請を行う場合は、事業者ごとの取組内容や補助事業における役割等を具体的に記載

2：将来の展望（事業化に向けて想定している市場及び期待される効果）

●本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、

●マーケット

●市場規模

●その成果の価格的・性能的な優位性・収益性

●課題やリスク

●その解決方法

（本事業の成果の事業化見込みについて、）

●目標となる時期・売上規模

●量産化時の製品等の価格

3：本事業で取得する主な資産

●本事業により取得する主な資産（単価50万円以上の建物、機械装置・システム等）の名称、分類、取得予定価格等

建物の事業用途 又は 機械装置等の名称・型番	建物又は製品等分類 (日本標準商品分類 、中分類)	取得予定価格	建設又は設置等を行う事業実施場所 (1. 申請者の概要で記載された事業実施場所に限ります。)
		円	
		円	
		円	
		円	

円

円

円

4：収益計画

※各事業類型の要件を満たす計画であることが必要になります。

- 本事業の実施体制
- スケジュール
- 資金調達計画
- 収益計画（表）

（単位：円）

	直近の 決算年度 [年月]	補助事業終 了年度 (基準年度) [年月]	1年後 [年月]	2年後 [年月]	3年後 [年月]	4年後 [年月]	5年後 [年月]
① 売上高							
② 営業利益							
③ 経常利益							
④ 人件費							
⑤ 減価償却費							
付加価値額(②+④+⑤)							
伸び率(%)							
従業員数(任意)							
従業員一人あたりの付加価値額(任意)							
従業員一人あたりの付加価値額伸び率(%)							

※基準年度には、補助事業終了年度（補助事業終了月の属する決算年度）の見込み値を入力してください。

※実績値が判明次第、実績の数字に置き換えて、付加価値額の伸び率の達成状況を確認します。

※「直近の決算年度」と「基準年度」は補助事業終了年度次第では連続しないことがあります、差し支えありません。